

7. 県教育委員会助成金の申請について（締切 5 月 11 日）
WB 研修所スカウトコースを助成対象事業として申請する。

8. りゅうぎん国際化振興財団助成金の申請について（締切 6 月末）
第 25 回日米友愛ジャンボレットを助成対象事業として申請する。

協議事項：なし

報告事項

1. GB 訓練（3 月 28 日～29 日予定）・・・中止
2. 玉城青少年の家イベント（3 月 20 日予定）・・・中止
3. 那覇ハーリー（5 月 5 日予定）・・・中止
4. こいのぼり掲揚式（5 月 5 日予定）・・・中止
5. ボーイスカウト全国大会（横浜市 5 月 22 日～23 日予定）・・・中止
6. 九州・沖縄ブロック会議（大分市 6 月 27 日～28 日予定）・・・中止
7. 法人継続登記完了（費用 85,852 円）
8. 富士スカウト 4 名県教育長表敬訪問（3 月 18 日、新聞掲載）
9. 県教育長へ首里城再建支援寄付金贈呈（4 月 3 日那覇 16 団スカウト 4 名、新聞掲載）
10. ルックワイド広告先・・・令和 2 年 4 月中旬から尚学学園掲載
11. 理事長報告「新年度スタートにあたり（別紙）」
12. 県連盟HPサーバー年間費用 16500 円払い済み
13. 2019 年度末加盟登録 439 名&2020 年度加盟登録 386 名（3 月末現在）（別紙）
14. 源河野営場CM撮影 YOUTUBE で配信中(DHC(化粧品)。出演ランページ)
15. 新型コロナウイルス感染拡大による対応について日連、県連方針を県連 HP に掲載

2020年度スタートにあたり

2020年4月21日

一般財団法人

日本ボーイスカウト

理事長 宮里 博史



当連盟の現状については、これまで何度も理事会や諸会議の場で説明してきたが、新年度スタートにあたり、再度共通認識しておきたい。

1. 加盟員減少に歯止めがかからない。

平成20年3月に1千名を割り込み、直近(令和2年2月末)では439名、前年度末比△13名。(スカウト数252名 △2名)年間で新加入者よりも中途退団者が多い状況が長年続いている。

団数でも20年3月末31個団が直近で17個団、59隊。その中にはスカウト数5名以下の団もいくつかあり、実態はさらに悪いといわざるを得ない。当面新団発足は困難につき、既存団の支援(早期登録、団運営、隊活動等)を強化しなければならない。

新年度この時期がピーパー、カブの募集タイミングにつき日連の広報物(ポスター、リーフレット、カタログ等)の活用、日連HP 団紹介掲載、ルックワイド配布、体験入隊、説明会等でカブ、ピーパースカウト獲得に注力してもらいたい。

2. 指導者養成・確保が重要

スカウト・父母にBSに参加して良かったと思われるようなプログラムとするためには、年間計画に基づく活動が重要である。そのために今年度も指導者向けにスキルアップ研修会(毎月)、BS講習会、(7月、9月)WB研修所(11月)、WB実修所カブ課程(2月)ラウンドテーブル(1月、7月)野営法講習会(6月延期)等開催する。しかしながらこうした研鑽の場を案内するも、現状は参加者が少ない。これが結果的に団運営、隊活動の低迷、プログラムの充実とならず、スカウトや父母に魅力ある活動の提供が出来ず、中途退団増、新規加盟員の減少、上進の減少という悪循環になっていないだろうか。諸研修開催に向けて今から参加者募集方法、呼びかけ方法を工夫しなければならない。

また将来の指導者確保に向けてVS,RS活動の在り方、富士スカウトOB,かがり火OB,スカウトOBの掘り起こしについても各団と連携して早急に取り組まなければならない。

3. プログラムの充実、進級促進

県連行事は年度計画に基づき、ほぼ予定通りに(新型コロナ影響除く)実施しているが残念ながら、参加率は芳しくない。要因として学校、地域行事、団のスケジュール、家庭の都合等もあるかと思われるが、要は団、隊の方針として県連行事を年間計画のメインに於いて年間プログラムの展開、進級促進をするかである。県連として各団支援のためプログラムを準備しても出欠の回答もないこと、隊指導者やスカウトへの通知もされていないケースがあること、隊指導者本人が参加できないからスカウトを参加させないというケースがあること等が問題である。理事会としては参加率、回答率をあげるためにどうすればよいかを再度検討しなければならない。

進級面では令和1年度は菊章1名(例年比少ない)、富士章4名の取得だが団によってバラツキがある。技能章の取得も低迷している。1年間進級が無いスカウトもいる。指導者の進級に対する意識が低下し

てないか。懸念されるのは、BS,VS にとって重要なジャンボリー、ジャンボレット、九州野営大会、オーバーナイトウォークラリー、かがり火、GB 訓練等の経験もないまま、さらに進級課題をきちんとクリアできていない、ちかいとおきての唱和もできていない状態で菊、隼、富士章に進級してしまわないかである。

進歩制度はスカウティングの根幹である。その内容に敵応した進級、上進について指導者に再認識してもらい必要がある。

新型コロナの影響で活動ができない懸念があるが、この時期は日連コミが提言しているようにスカウトが単独でも、教材から学ぶことができる旨指導してもらいたい。

4. 財政問題

加盟員の減少に伴い登録料収入の減、需品取り扱い収入の減、維持会費収入の減が続き毎年厳しい財政状況となっている。収入増加対策として基本財産株式運用、OB への維持会費呼びかけ、助成金獲得等に注力するほか、経費抑制策として通信費、消耗品等の削減、SNS 活用、行事運営効率化、事務局運営体制も検討しなければならない。

5. 理事各位への要望

今年度はジャンボレット以外大きな行事もなく、県連行事及び前述 1～4 に掲げた諸課題に取り組む年と言える。

そのため、理事各位へ以下の協力をお願いしたい。

- (1)毎月第二火曜日に常任委員会を開催する(理事会付議事項、各委員会調整事項)
- (2)毎月第三火曜日に理事会を開催する。要出席。
- (3)各委員会、担当理事は年度事業計画に掲げた項目は責任を持って遂行すること。
- (4)行事の実施要綱は2ヶ月前までに理事会承認を得て各団に通知すること。(参加促進)
- (5)各理事はそれぞれの役割(委員会・行事での担当)と責務(理事会、評議員会出席)を果たさなければならない。参加できない場合は事前に事務局に連絡、調整のこと。(未連絡が多い)
- (6)県連の行事、現状、方針等各団に周知し協力呼びかけること。
- (7)理事各位でも維持会費、寄付金を集める努力をしてもらいたい。

1955年に沖縄県連盟が発足して今年で65年になる。これまで多くのスカウト、リーダー、役員がこの活動に参画し、県内における青少年の健全育成、人材育成に貢献をしてきたと自負している。これからもこの役割が変わるものではなく、今後益々重要になると認識している。

現状県連盟は厳しい状況に置かれているが、何も改善できないまま、この組織を衰退、消滅させるわけには行かない。誰かがやるだろう、何とかなるだろうでは組織は崩壊する。我々一人ひとりが、手を抜くことなく努力し続けなければならない。

理事各位、多忙の中ではあるが、「今日の少年の力が明日の沖縄を築く」というスローガンの下、引き続きご尽力をお願いしたい。

また、来年6月の定時評議員会終結をもって、宮里、中井、玉城、真喜志は理事任期満了となる。その補充も早急に検討をしなければならない。

2020登録状況 3月31日現在

	日連登録	県連登録費	L数	S数	合計数	BVS		CS		BS		VS		RS		団 委員	団登録者	
						L	S	L	S	L	S	L	S	L	S			
1	読谷1	○	44,000	2	3	5			1	2	1	1				5	10	
2	沖縄1	○	104,000	4	20	24	2	3		7	1	4	1	2		4	28	
3	沖縄2	○		1	5	6							1	5		4	10	
4	北谷1	○	131,000	7	27	34	2	6	2	10	2	8	1	2		1	3	37
5	宜野湾1	○	33,000	1	1	2							1	1			5	7
6	浦添1	○	50,000	2	2	4	1	1	1	1							8	12
7	浦添3	○	150,000	6	33	39			4	11	2	10		7		5	5	44
8	浦添4	○	27,000	1	1	2	1	1									3	5
9	那覇1	○	104,000	7	15	22	1	1	1	2	3	6	1	4	1	2	6	28
10	那覇3	○		3	4	7					3	2		2			3	10
11	那覇4	○		3	2	5			1	1	2	1					3	8
12	那覇11	○	30,000	1	3	4					1	3					2	6
13	那覇16	○		8	31	39	2	1	3	11	3	13		5		1	13	52
14	豊見城1	○	95,000	8	13	21	1	4	2	2	3	5	1	1	1	1	4	25
15	南風原1	○		3	8	11			1	6	1	1	1	1			2	13
16	与那原1	○	194,000	13	38	51	2	7	5	6	4	15	1	7	1	3	7	58
17	石垣1	○		4	10	14	1	1	1	1	2	4		3		1	7	21
	県連登録	○		5		5												5
	沖縄スカウトクラブ	○		7		7												7
	縦項目合計		962,000	86	216	302		25		60		73		40		18		386

※2020年度県連派遣費 386 × 500 = 193000

(自動計算)

2019年度団別登録状況 20200331現在

		日連登録	県連登録費	L数	S数	合計数	内訳										団委員	団登録者
							BVS		CS		BS		VS		RS			
							L	S	L	S	L	S	L	S	L	S		
1	読谷1	○	54,000	2	4	6		1	1	1	1	1	1				6	12
2	沖縄1	○	98,000	3	22	25	1	7		5	1	4	1	2		4	5	30
3	沖縄2	○		1	8	9							1	8			4	13
4	北谷1	○	153,750	7	34	41	2	7	2	15	2	8	0	3	1	1	4	45
5	宜野湾1	○		1	1	2							1	1			5	7
6	浦添1	○	58,000	3	4	7	1	2					1	1	1	1	7	14
7	浦添3	○	167,500	7	38	45	1	3	4	12	2	12		7		4	5	50
8	浦添4	○	51,000	3	6	9	1	1	1	2	1	2		1			2	11
9	那覇1	○	110,000	6	17	23	1	1	2	5	2	7		3	1	1	7	30
10	那覇3	○	46,000	3	4	7			2	2	1	1		1			3	10
11	那覇4	○	50,000	5	4	9			3	3	2	1					3	12
12	那覇11	○		1	3	4					1	3					2	6
13	那覇16	○	177,750	10	30	40	2	6	3	5	4	15		3	1	1	13	53
14	豊見城1	○	96,000	9	14	23	1	3	3	4	2	4	3	3			3	26
15	南風原1	○		2	8	10			1	7			1	1			3	13
16	与那原1	○	227,500	13	46	59	2	9	6	15	3	14	1	6	1	2	11	70
17	石垣1	○	79,000	4	14	18	1	1	1	4	1	6	1	3			7	25
	県連登録	○	4,500	5		5												5
	沖縄スカウトクラブ	○	21,000	7		7												7
	従項目合計		1,394,000	92	257	349		41		80		78		44		14		439

※2019年度県連派遣費 439 × 500 = 219500 (うち39×500=19,500未収)
(自動計算)

地域づくりの担い手となる人材育成推進事業実施要領

令和2年3月27日教育長決裁

1 目的

沖縄県社会教育関係団体等連絡会を構成する社会教育関係団体14団体が行う社会教育事業に対して補助金を交付することにより、社会教育に求められている役割である地域の担い手となる人材育成の推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

団体が行う社会教育事業に対して、補助金を交付する。

(1) 事業期間 令和2年度～令和4年度

(2) 事業概要

事業費補助（補助金交付要綱は別途定める。）

ア 対象となる事業

県内社会教育の活性化に寄与し、広く波及効果が期待される事業

- ① 青少年の健全育成を推進する事業
- ② 青少年の自然・社会体験活動を推進する事業
- ③ 社会教育を推進する人材を育成する事業
- ④ 地域の安全・安心づくりを推進する事業
- ⑤ 地域活動を推進、地域人材の育成に関する事業

イ 補助率

上記対象事業にかかる経費のうち、補助対象となる経費の1/2以内とする（但し、150千円を限度とする）。

3 その他

補助金の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、地域づくりの担い手となる人材育成推進事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

地域づくりの担い手となる人材育成推進事業費補助金交付要綱

令和2年3月27日教育長決裁

(趣旨)

第1条 知事は、社会教育活動の推進を図るため、沖縄県社会教育関係団体等連絡会を構成する団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、沖縄県社会教育関係団体等連絡会を構成する、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 沖縄県高等学校PTA連合会
- (2) (一社) 沖縄県PTA連合会
- (3) (一社) 沖縄県子ども会育成連絡協議会
- (4) (一社) 沖縄県婦人連合会
- (5) 沖縄県青年団協議会
- (6) 沖縄県公民館連絡協議会
- (7) (一財) 日本ボーイスカウト沖縄県連盟
- (8) (一財) ガールスカウト沖縄県連盟
- (9) 沖縄県ユネスコ協会
- (10) 沖縄県社会教育委員連絡協議会
- (11) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会
- (12) (公社) 沖縄県青少年育成県民会議
- (13) (公財) 沖縄県老人クラブ連合会
- (14) 沖縄県特別支援学校PTA協議会

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表の通りとする。なお、補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てる。

補助対象経費	補助率（補助金額）
補助事業者が行う県内社会教育の活性化に寄与し、広く波及効果が期待される事業（別表）に係る以下の経費 (1) 報償費	補助対象経費の1/2以内。 ただし、補助金額は1事業あたり150千円を限度とし、予算の範囲内とする。

- | | |
|--|--|
| (2) 旅費
(3) 食糧費（講師の食事代及び飲料代に限る）
(4) 消耗品費（事業に必要な資料及び材料以外の用途で参加者に支給されるものは除く）
(5) 印刷製本費
(6) 保険料
(7) 通信運搬費
(8) 使用料及び貸借料 | |
|--|--|

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は第1号様式のとおりとし、次の各号に掲げる書類を添付して知事に1部提出しなければならない。

- (1) 事業実施要項
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年5月31日とする。

（補助金交付の決定）

第5条 知事は補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査のうえ、交付の決定を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定を決定したときは、速やかに第2号様式（補助金交付決定通知書）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付の決定通知を受けた者は、その決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある場合は、補助金の交付申請を取り下げることができる。

（計画変更の承認）

第7条 補助事業者は、補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ、第3号様式（変更承認申請書）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ第4号様式（事業中止・廃止承認申請書）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度3月31日（た

だし、補助金が全額概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日)のいずれか早い期日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付等)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は概算払で交付することができる。この場合の補助金交付請求書は第6号様式のとおりとする。

2 補助金交付請求書(精算払)は、第7号様式のとおりとする。

3 1項及び前項の請求を受けたときは、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(計画変更の承認をしたときは、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式(補助金確定通知書)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は第8条に規定する補助事業の中止または廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正・怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(4) 交付の決定の後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額については、その支出内容を証する書類を整備し、前項の帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

1 事業期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対象事業
<ul style="list-style-type: none">・ 青少年の健全育成を推進する事業・ 青少年の自然・社会体験活動を推進する事業・ 社会教育を推進する人材を育成する事業・ 地域の安全・安心づくりを推進する事業・ 地域活動を推進、地域人材の育成に関する事業

注 1 全国大会、九州大会への派遣事業は対象としない。

2 団体内部の懇談、会員相互の親睦を目的とする事業は対象としない。

3 他団体・機関等から助成や補助を受けている事業は対象としない。

教生第 1784 号
令和 2 年 3 月 27 日

沖縄県社会教育関係団体等連絡会
を構成する団体の長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公印省略)

令和 2 年度地域づくりの担い手となる人材育成推進事業について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴殿におかれましては、平素から本県の生涯学習並びに青少年の健全育成にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

みだしの件について、地域を支える社会教育関係団体が行う社会教育事業に対して補助金を交付することにより、社会教育に新たに求められている地域づくりの担い手となる人材育成を図るため、下記のとおり新たな支援事業を実施します。

つきましては別添の実施要領、交付要綱及び記入例等をご確認頂き、申請期限にご留意の上、申請頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 実施事業 | 地域づくりの担い手となる人材育成推進事業 |
| 2 実施時期 | 令和 2 年度～令和 4 年度 |
| 3 対象団体 | 沖縄県社会教育関係団体等連絡会を構成する社会教育関係団体 |
| 4 補助率 | 補助対象となる経費の 1 / 2 以内 |
| 5 申請開始日 | 令和 2 年 4 月 1 日 (水) |
| 6 申請締切日 | 令和 2 年 5 月 1 1 日 (月) 必着
※申請状況の把握のため <u>1 回目の申請締切を 5 月 1 1 日</u> とします。 |
| 7 添付書類 | ①地域づくりの担い手となる人材育成推進事業実施要領
②地域づくりの担い手となる人材育成推進事業費補助金交付要綱
③地域づくりの担い手となる人材育成推進事業費補助金交付要綱別紙様式記入例
④地域づくりの担い手となる人材育成推進事業にかかる Q & A |

【本件担当】

沖縄県教育庁生涯学習振興課
生涯学習班 社会教育主事 上原 令
TEL:098-866-2746 FAX:098-863-9547
E-mail:ueharryo@pref.okinawa.lg.jp

令和2年4月21日理事会の書面決議

各審議事項についていずれかに○を付して、4月24日（金）までに事務局あて郵送又はFAX、メールでご回答ください。

TEL 098-943-2385 FAX 098-943-2387

E-mail office@okinawa.scout.jp

氏名 _____ 印

審議事項

1. 新型コロナウイルス対策のため県連盟行事を中止又は延期する件
承認する 承認しない
2. 令和2年度定時評議員会を書面決議とする件
承認する 承認しない
3. GOSC委員の選任について
承認する 承認しない
4. 第25回日米友愛ジャンボレット大会テーマについて
承認する 承認しない
5. 第25回日米友愛ジャンボレット実行委員（班長）の選任について
承認する 承認しない
6. 那覇市青少年育成市民会議理事、那覇まつり実行委員の派遣について
承認する 承認しない
7. 県教育委員会助成金の申請について
承認する 承認しない
8. りゅうぎん国際化振興財団助成金の申請について
承認する 承認しない